

新着税務ニュース

VOL.4

ヤマダ総合公認会計士事務所

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

MAIL: info@yamadasougou.co.jp

【 更正の請求期間の延長等 】

今回は平成23年度税制改正のうち更正の請求について記載していきます。

更正の請求とは?

既に行った申告について、誤りにより税額が多すぎたり、欠損金・還付税額が少なかった場合等に正しい額に訂正することを求める手続きです。

更正の請求期間の延長

従来の更正の請求の請求期限は法定申告期限から1年でしたが平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として5年に延長されました。

更正の請求範囲の拡大

当初申告要件の廃止

当初申告の際に、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置のうち、一定の措置については、更正の請求により事後的に適用を受けることができるようになりました。

控除額の制限の見直し

控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定されていた措置について、更正の請求により適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができることとされました。

これらの措置の適用は税目により少し異なりますが、法人税は平成 23 年 12 月 2 日以後に確定申告等の期限が到来するものになります。

「事実を証明する書類」の添付義務の明確化

平成 24 年 2 月 2 日以後に行う更正の請求から、その請求理由の基礎となる事実を証明する書類の添付が必要となることが明確化されました。

罰則の創設

平成24年2月2日以後に行う更正の請求から虚偽の記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が設けられました。